

最終更新日：2008年9月25日

株式会社電算システム

代表取締役社長 宮地 正直

問合せ先：業務企画室 渡邊利恵 TEL:03-3206-1860

証券コード:3630

<http://www.densan-s.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主、従業員、取引先、地域の関係先等、当社を取り巻くステークホルダーの方々の利益を尊重した経営を図ることが、当社グループの使命であると考え、業績の向上と経営の効率化に努めております。

また、役員はもちろんのこと従業員を含めたコンプライアンスの徹底に取り組んでおります。

そして、これらの実効性を担保する仕組みがコーポレート・ガバナンスであると認識して、その充実を図っておりますが、今後は、企業情報の適時・適切な開示を含め、当社グループの成長過程に応じたコーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組み、ゴーイングコンサーンとして価値ある成長を期して行きたいと考えております。

具体的には、当社グループでは、コンプライアンスはコーポレート・ガバナンスの中核をなすものと認識し、取締役・従業員の一人ひとりに対し、自覚と変化を促すための基本行動指針を定め、常日頃から、「高潔な気持ちを持って仕事に当たる、それが企業人に求められる倫理観である。」と啓蒙するとともに、取締役会・コンプライアンス委員会においてはコンプライアンス対応策の検討等を行い、コンプライアンスの徹底を図っております。

さらには、企業価値の増大・拡大には、経営執行の透明性の確保と経営の健全性を維持することが必要と認識しており、そのための経営体制の最適化に向けて継続的な見直しを行っております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【 大株主の状況 】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
ヒロタ株式会社	534,650	14.4
電算システム従業員持株会	433,285	11.7
岐阜信用金庫	329,950	8.9
内木 一博	206,335	5.6
宮地 正直	199,835	5.4
株式会社十六銀行	185,950	5.0
三井情報株式会社	185,000	5.0

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社大垣共立銀行	179,950	4.8
株式会社岐阜銀行	164,950	4.4
カワボウ株式会社	103,810	2.8

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	12月
業種	情報・通信業
(連結) 従業員数	500人以上1000人未満
(連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社は常勤監査役1名のほかに、社外監査役2名に弁護士、公認会計士を選任し、監査を実施していることから、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っていると考えて、社外取締役は選任しておりません。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

当社は平成20年3月26日の定時株主総会にて会社法上の大会社となりましたので、平成20年12月期より同法に基づく会計監査を受けております。会計監査人は監査委任着任後翌月の4月、監査役会に監査計画の説明を行なうほか、期中の監査の状況報告、及び期末の報告を定期的に行なうこととしております。また、必要な都度、監査委員は会計監査人と監査結果内容について協議をおこなっております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査人は、随時情報を共有し、連携しながら、本社や各事業部に対して各々の監査を効率的に行なっております。具体的には、監査役は、取締役会の執行状況が法令を遵守しているかの観点から、内部監査人は、各事業部の業務が社内規程を遵守しているかの観点から、それぞれが、各事業年度に先立って、監査計画書を作成し、計画書に基づく監査の実施をしております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
富坂 博	弁護士									○
野田 勇司	公認会計士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
富坂 博	昭和 45 年4月に第一東京弁護士会へ入会し、弁護士登録。昭和 48 年6月に独立し、富坂博弁護士事務所を開業。平成 19 年3月当社非常勤監査役就任(現任)。	弁護士としての職業的見知より、株主総会及び取締役会議議案並びに重要な報告事項にコンプライアンス違反がないか、またどのように対処するべきかを指摘・指導しております。
野田 勇司	昭和 48 年3月ピート・マーウィック・ミッシェル会計事務所(現 KPMG 税理士法人)入所。その後、監査法人丸の内会計事務所(現監査法人トーマツ)を経て、昭和 56 年10月野田公認会計士事務所を開業。以後、株式会社ホロニックコンサルティング(現代表取締役社長)、監査法人A&Aパートナーズ(現代表社員)を設立。平成 19 年3月当社非常勤監査役就任(現任)。	長年公認会計士として培われた会計・財務・税務等の知識より、当社の経営内容を適切に表記しているかを精査しております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

平成 20 年 3 月就任以降平成 20 年 9 月開催分までのにおける取締役会及び各委員会への出席状況は以下のとおりです。

- ・取締役会: 全 10 回開催、うち 2 名とも 10 回出席、就任してからの出席率は 2 名とも 100%
- ・コンプライアンス委員会: 全9回開催、うち 2 名とも1回出席、就任してからの出席率は 10%

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度は、当社が提供するビジネスを通じて取引先、社会に貢献し、当社の成長並びに市場での企業価値の向上を図るべく、常勤取締役・事業部長一体となって共通の目的達成に努め、その結果が事業部長にも還元される制度として導入しました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

従業員は事業部長を対象としております。その他は、子会社の常勤取締役であります。なお、平成19年12月期の報酬額を基準として、公平な付与を行いました。

【 取締役報酬関係 】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書（事業報告）

開示状況

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

平成19年12月期の取締役を支払った報酬総額は、115,650千円でした。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

社外監査役にかかる事務局は、総務部、業務企画室に設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

- ・取締役は9名、監査役は3名(内、社外監査役2名)であります。
- ・取締役会は、原則として毎月1回開催するほか必要に応じて随時開催しております。
- ・業務執行、内部統制に当たっては取締役会による統制のほか、社長、常勤取締役で構成するコンプライアンス委員会により毎月1回開催される会議を通じ、業務執行と監督を行っております。
- ・当社の会計監査業務を執行した公認会計士は代表社員水野信勝氏、渋谷英司氏であり、監査法人トーマツに属しております。水野信勝氏および渋谷英司氏のほか、監査業務に係る補助者として公認会計士5名、会計士補等8名およびその他2名がおります。(平成20年3月31日現在)

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成 18 年は 3 月 22 日に開催。平成 19 年は 3 月 28 日に開催。平成 20 年は 3 月 26 日に開催。

2. IR に関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
IR 資料のホームページ掲載	なし	IR 情報として適時開示資料に加え、有価証券報告書、事業報告書等を開示するほか、IR ニュースリリース等において当該年度内の決算発表予定日も開示して行く予定です。
IR に関する部署（担当者）の設置	—	業務企画室管掌役員 町田孝道、業務企画室長 渡邊利恵
その他	—	社内報 INNOVATION の定期配布

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社グループは、行動原理・原則において、「新しい価値の創造により、顧客に感動を、社員に夢を、株主に満足をもたらす経営」を目標とし、お客様、従業員、株主・投資家、お取引先・事業パートナー、地域社会などのステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことが、「当社の果たすべき使命と存在意義である」と宣言しております。その為には、企業価値の増大・最大化を、コーポレート・ガバナンスの基本目標とし、経営執行の透明性の確保と経営の健全性を維持することが、「当社の果たすべき使命と存在意義」の実現につながるものと認識し、当社にふさわしい経営体制の整備・構築を目指しております。

さらに、運用上発見された要改善事項については随時是正するよう迅速な対応に当たるとともに、組織や、組織を取巻く環境の変化に対応して社内統制システム及び社内規程等の継続的な見直し・改善に努めております。

2.内部統制システムの整備状況

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令遵守については、法令遵守(コンプライアンス)に関するコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス規程、役職員行動規範、業務等に関する内部情報管理規程を制定し、コンプライアンスの基本方針を定めております。
- ② 報告・相談方法についても規定し、取締役の法令違反につき通報出来る体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングするようにしております。
- ③ 取締役会の事務局は総務部が担当し、(a)必要に応じて速やかに取締役会を開催し、取締役会上程基準に定める事項が適時に上程・審議される体制とし、(b)取締役会の議案について十分な審議を可能とする資料の作成支援、(c)事業戦略会議などで議案内容の事前説明を行うなどにより、取締役及び監査役の議案に関する理解を促し、適法性その他の確認が適切になされることの確保に努めております。
- ④ 役員規程において、取締役は、他の取締役の法令又は定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査役会及び取締役会に報告することと規定し、相互牽制機能の実効性を担保しております。
- ⑤ 当社は、連結子会社への役員派遣を通じ、連結子会社の経営を監督しております。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会は、取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報及び起案書等、その職務執行にかかる情報の保存、管理について、文書管理規程等の社内規程を定め、情報の記録管理体制を整備しております。
- ② 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧出来る様にしております。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- ① 事業の推進に伴うリスクについては、取締役会での審議・検討による意思決定、予算・実績管理システムの導入によるコントロール、与信管理制度の導入、稟議制度の導入、内部監査、法令遵守通報制度、財務報告の信頼性確保に関する諸規程の導入などにより、継続的に監視しております。
- ② 情報漏洩、破壊、滅失、プライバシー保護などのリスクについては、ISO27001の取得、プライバシーマークの取得に基づく技術的・物理的な管理システムの構築及び個人情報保護リスクマネジメント規程、情報セキュリティマネジメント規程、緊急事態対応手順規程を定め、適切かつ迅速に対応する体制整備を図っております。また、役員及び従業員並びに当社内業務者のリスク関連規程、ガイドライン等の遵守状況を内外の第三者が点検、評価する体制を整備しております。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制について

以下の経営管理システムを通じて、取締役の職務の執行の効率化を図っております。

- ① 職務権限、意思決定ルール of 策定
- ② 業務分野に応じた細分化した組織を編成し、取締役が分掌する業務範囲を専門化し、習熟させ効率性を追求しております。
- ③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業年度予算の策定、ITを活用した月次、四半期業績管理の実施
- ④ 受注単位でのプロジェクト管理と採算管理、及びアラーム管理体制の実施
- ⑤ 取締役会及び事業戦略会議による月次業績のレビューと原因分析並びに改善策の実施

⑥ 四半期毎の予算、目標の見直しの実施

なお、当社は、親会社や特定の資本系列あるいはグループへの帰属はありません。したがって、情報サービス業界及び当社業務での経験・実績のある人材を取締役に選任、独立・独歩・独創の精神で会社経営に当たっております。また、取締役の法令遵守の観点のみならず、業務遂行の公平性、客観性及び妥当性を確保するために、社外監査役の指導・助言を得ております。

(5)当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、親会社はありません。
- ② 当社は、連結子会社への役員派遣を通じ、連結子会社の経営を監督しております。
- ③ 当社の事業戦略会議には連結子会社の役員を招聘し、グループとしての経営方針の共有と経営の一体化に努めております。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役の求めに応じて、専任者ではありませんが、テーマに応じた適切な部署で従業員を配置し、対応させております。
- ② 監査役が、専任の従業員の配置を求めた場合は、従業員を配置致します。

(7)上記の従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 当該従業員には、監査役の役割と責務を周知させ、監査役スタッフとして専念させることと致します。
- ② 人事評価においても、取締役からの独立性に鑑み、監査役の評価を尊重して対応致しております。
- ③ 当該従業員の人事異動についても、監査役との意思疎通を図り、適正に対応致しております。

(8)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制について

- ① 取締役会、事業戦略会議、その他の重要な会議への出席を監査役に要請しております。
- ② 業務執行に関する重要な書類を監査役に回付しているほか、必要に応じて、役員及び従業員が監査役への説明、報告を行っております。

(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役社長を含む主要な役員及び従業員と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を行っております。
- ② 監査役会は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重する様にしております。
- ③ 監査役は、その職務の適切な遂行を図るため、必要に応じて、外部の関係情報の収集及び社内外の関係者からの意見聴取を図っております。

(10)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切関係を持たないことを基本方針とし、コンプライアンス行動規範において、反社会的勢力との関係を拒絶し、反社会的勢力が事業活動へ関与を防止する旨を定め、全社に徹底しております。また、担当部署が、平時から警察、弁護士、地域企業と情報交換を行い緊密な関係を築き、非常時にはこれら関係先への連絡・相談し、連携をとりながら速やかに適切な対応ができる体制を整備しております。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

現時点において該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

① 当社は、監査役制度を採用しており、現在監査役は常勤1名、非常勤2名の3名であり、非常勤監査役は全員社外監査役であります。また、金融商品取引法(通称、日本版 SOX 法)への対応および米国企業改革法(通称、米国 SOX 法)への対応に関連して、当社の内部統制の見直し・整備を実施しており、内部統制システムの継続的向上、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる向上を図っていく所存です。

② 当社の取締役につきましては、総数9名全員が社内取締役であります。

取締役会は、原則毎月1回の定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の意思決定を行うほか、業務の執行並びに執行状況の監督を行っております。

③ 当社は、現在、取締役についての経営の意思決定・監督機能と業務執行を分離しておりません。

④ 当社は、取締役、常勤監査役及び事業部長並びに管理部門の部長、業務企画室長、業務監査室長で構成される事業戦略会議を原則毎月1回開催し、社内での経営に関する情報の共有と意思の疎通を図り、経営の現状分析、各事業の業績報告と今後の対策の検討を行っております。

⑤ 当社は、社長と岐阜本社及び大垣テクノセンターに所属する取締役、事業部長及び管理部門の部長で構成される業務連絡会を原則毎月2回開催し、多種多様化する顧客ニーズや業界動向等に関する情報の共有化と変化に対応する迅速な経営判断を行っております。

同じく、社長と東京本社に所属する取締役、事業部長及び各部長で構成される業務連絡会を随時開催しております。

⑥ 当社は、監査法人により定期的及び、必要に応じて金融商品取引法に基づく監査を受けており、会計制度の変更についても、迅速に対応しております。

なお、平成 20 年3月 26 日の定時株主総会にて会社法上の大会社となりましたので、平成 20 年 12 月期より同法に基づく会計監査を受けております。

【 参考資料：模式図 】

